

## 東証上場廃止基準の特例

弁護士 和藤 誠治  
弁護士 清水 秋帆

### Question

- ① 当社は、COVID-19の影響により有価証券報告書等の提出が遅れています。このままでは東証の上場廃止基準に抵触し、上場廃止となってしまいますか。
- ② 海外に子会社がある当社は、COVID-19の影響により会計監査の実施が困難になっており、監査意見が「意見不表明」となる可能性があります。その場合、東証の上場廃止基準に抵触し、上場廃止となってしまいますか。

### Answer

- ① 東証は、COVID-19の影響により、有価証券報告書等の提出期限が一律に2020年9月末まで延長されたことを踏まえ、同日までに提出されない場合に限り、該当する上場廃止基準を適用する旨を公表しました。そのため、例えば対象の有価証券報告書の提出が2020年8月となる場合でも、直ちに上場廃止となるわけではありません。他方、2020年10月以降となる場合には、上場廃止となる可能性がありますので、提出期限延長申請等、慎重に対応する必要があります。
- ② 東証は、COVID-19の影響による場合は、「意見不表明」に係る上場廃止基準の対象外とする対応方針を公表しました。そのため、この場合、監査意見が「意見不表明」であることのみを理由に、直ちに上場廃止とはなるわけではありません。もっとも、意見不表明が「COVID-19の影響による場合」であることの説明等が必要となります。

## 1. はじめに

---

金融庁及び株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、COVID-19 感染拡大により、企業活動が停滞しそれに伴い企業業績が不透明となること、決算や監査手続に支障が生じ得ること等を受けて、一連の対応方針を示しています。本稿では、特に、決算や監査手続に支障が生じ、有価証券報告書が予定どおり提出できない可能性がある場合及び監査法人から適正意見を取得できない可能性がある場合に問題となり得る上場廃止基準に関する対応方針を確認するとともに、今後の対応方法について検討します。

## 2. 有価証券報告書等が期限内に提出できない場合の対応(Question①)

---

### (1) 金融庁及び東証の対応方針

金融商品取引法上、有価証券報告書を、原則として「事業年度経過後三月以内」に提出することが求められています（金融商品取引法 24 条 1 項）。また、有価証券上場規程においては、有価証券報告書を、原則として法定提出期限の経過後「1 か月以内」に提出しない場合、上場廃止となる旨定められています（有価証券上場規程 601 条 1 項 10 号）。

もともと、金融庁は、2020 年 4 月、COVID-19 感染拡大を受けて、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、3 月期決算企業をはじめとする多くの企業が、従来どおり決算業務及び監査業務を行うことが困難であると見込まれることを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、有価証券報告書等の提出期限を一律に 2020 年 9 月末まで延長する旨公表しました<sup>1</sup>。この有価証券報告書等には、有価証券報告書のほか、四半期報告書、半期報告書、親会社等状況報告書、外国会社報告書、外国会社四半期報告書及び外国会社半期報告書等が含まれています。

また、東証は、金融庁より当該方針が示されたことを受け、上場廃止基準の一要件である「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」（有価証券上場規程 601 条 1 項 10 号）の適用について、2020 年 9 月末までに有価証券報告書等を提出しなかった場合に限り適用する旨を明確に示しました<sup>2</sup>。

### (2) 今後の対応方法

#### ア 2020 年 8 月中には提出が可能である場合

上記の金融庁及び東証の方針を踏まえますと、例えば 2020 年 3 月期に係る有価証券報告書の提出が 8 月中となった場合であっても、直ちに上場廃止となるわけではありません。そのため、上記の例であれば、8 月中の提出を目途に手続を進めることで足りると考えられます。

#### イ 2020 年 10 月以降の提出が見込まれる場合

他方で、2020 年 3 月期に係る有価証券報告書の提出が 2020 年 10 月以降となる場合には、上記の 2020 年 9 月末までという一律に延長された期限を徒過することとなりますので、上場廃止となる可能性があります。この場合は、金融庁（財務局）に対し、個別に、有価証券報告書の提出期限の延長申請

---

<sup>1</sup> 金融庁「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」（2020 年 4 月 14 日（最終更新日 2020 年 4 月 22 日））

<sup>2</sup> 東京証券取引所「『有価証券報告書などの提出期限の延長』に伴う決算発表日程の再検討のお願い」（2020 年 4 月 14 日）

を行うこと、その旨の適時開示を行うこと、延長が承認されれば、延長された提出期限内に有価証券報告書を提出できるように進めること等が必要となります。

### 3. 監査意見が「意見不表明」となる場合の対応(Question②)

---

#### (1) 東証の対応方針

有価証券上場規程により、上場会社の財務諸表に添付される監査報告書において「意見の表明をしない」旨（以下「意見不表明」といいます。）が記載された場合で、「直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかである」と東証が認めたときには、原則として、上場廃止となる旨定められています（有価証券上場規程 601 条 1 項 11 号）。

もっとも、前述のとおり、COVID-19 の影響により、3 月期決算企業をはじめとする多くの企業が、従来どおり決算業務及び監査業務を行うことが困難であると見込まれることを踏まえ、東証は、COVID-19 の影響により監査意見が意見不表明となった場合は、上場廃止基準（有価証券上場規程 601 条 1 項 11 号）の対象外とすることを示しました<sup>3</sup>。

#### (2) 今後の対応方法

上記の東証の方針を踏まえますと、COVID-19 の影響により監査意見が意見不表明となったことのみを理由として、直ちに上場廃止となるわけではありません。もっとも、前述の有価証券報告書の提出とは異なり、監査意見が意見不表明となったことについて COVID-19 の影響によることの説明が必要となるため、この点は留意すべき事項です。

そのため、まずは、監査法人からの適正意見の取得と適正意見付きの監査報告書が添付された有価証券報告書の提出を目指すべきであり、それが期限内に難しそうであれば、意見不表明が COVID-19 の影響によることの説明等を検討することとなると考えられます。

### 4. 結語

---

緊急事態宣言解除後も、COVID-19 の感染拡大は未だに続いており、引き続き企業活動は、リモートワーク・時差出勤など COVID-19 感染拡大防止対策と並行して行われるものと思われます。決算監査業務においては、リモートワークのため原資料を迅速に確認できない、実査に行けない等の物理的な制約がある等、例年と異なる制約が生じる部分もあると思われます。一方、株主や投資家のためには、今後も、決算監査業務を行った上での適時開示、有価証券報告書提出等を行っていく必要があると考えられます。

前述のとおり、有価証券報告書提出又は監査意見に係る東証の上場廃止基準に対応するためには、2020 年 10 月以降は、提出期限延長申請や COVID-19 の影響の立証等が必要となってきます。そのため、有価証券報告書提出遅延や監査意見不表明等の事態が予想される場合には、事前に対応方針を、個別事情を踏まえて慎重にご検討ください。

以上

---

<sup>3</sup> 東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について」（2020 年 3 月 18 日）